

# 大隅肝属地区消防組合火災 予防条例の一部改正について



## 【改正に至る背景と目的】

平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会会場において火災が発生し多くの死傷者が発生しました。これを踏まえ、多数の者が集合し火気器具が使用されるなど、火災危険性が高いイベント会場において火災予防の徹底を図るために、次のことが義務づけられます。

## 【主な改正内容と施行日】



### 1 多数の者が集合する催しについて

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者が集合する催しに際して使用する場合は、消火器の準備や消防署へ「露店等の開設届出書」の提出が必要になります。

### 2 指定催しについて

祭礼、縁日、花火大会、その他多数の者が集合するうち大規模なもので、下記の要件を満たす屋外催しで「指定催しとして指定」された催しについては、主催者が催しの14日前までに「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」を作成し、消防署への提出が必要となります。（未提出の場合30万円以下の罰則）

大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路、その他の場所を会場として開催するもので、1日当たりの人出予想が10万人以上、かつ露店等が100店舗を超える催しを予定しています。

### 3 施行日 平成26年8月1日

